

すこやかロード認定事業実施要領

1 目的

道民自らの健康運動を推進するための環境整備として、身近で気軽に楽しく健康づくりを行うためのウォーキングロード（以下「すこやかロード」という。）のコース認定及び情報提供等を行い、地域における健康づくりの気運を盛り上げることを目的とする。

2 実施主体

公益財団法人北海道健康づくり財団
北海道保健福祉部

3 申請者

当該ウォーキングロードを管理する市町村等の自治体とする。

4 認定基準

- (1) コースの総距離は、1メッツ・時（1.34Kmまたは3000歩）以上とすること。
- (2) 案内標識等の設置またはコースマップを備え得ること。若しくは予定があること。
- (3) 自然性に恵まれる環境が1メッツ・時以上であること。
- (4) 休憩施設（利用可能なトイレがコース内または周辺にあること）等を有すること。
- (5) 次の事項について優位性又は適格性が有ること。

ア コースへのアクセス等立地条件

イ コースの特徴（セールスポイント）

ウ 身近で親しみやすく、五感に働きかける良好な環境

エ 設備、環境等の整備状況

オ 日常の管理体制

カ 将来構想、継続性・発展性

5 申請方法

希望する市町村等は、公益財団法人北海道健康づくり財団（以下「事務局」という。）に申請書（別紙様式）を提出する。（すこやかロード認定申請書記載要領を参照のこと）

6 認定及び認定書の交付

- (1) 事務局は、別に定める「すこやかロード認定委員会」において協議し、必要に応じ、現地調査を行うなど審査の上認定する。
- (2) 公益財団法人北海道健康づくり財団理事長及び北海道知事は、「すこやかロード」として適当と認めた場合は「すこやかロード認定書」を交付する。

7 認定の変更

認定を受けた市町村等は、認定の内容に変更が生じた場合は、その旨を書面で事務局に届け出るものとする。

8 認定の取消し等

- (1) 認定を受けた市町村等は、認定の要件を欠いたり、すこやかロードを廃止した場合は、その旨を書面で事務局に届け出るものとする。
- (2) 事務局は、認定要件を欠いたり（(1)の届け出を除く）、認定したロードとしてふさわしくないと認められるときは、認定委員会の意見を聴いた上で、認定を取り消すことができるものとする。

9 公表等

- (1) 公益財団法人北海道健康づくり財団は認定書交付台帳を備えるとともに、認定した「すこやかロード」をホームページ等で公開する。
また、ガイドブックを作成し各種イベント等で普及啓発を行う。
- (2) 北海道保健福祉部は、すこやかロード認定事業の普及啓発を図る。

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 19 年 5 月 10 日から施行する。

附則 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附則 この要領は、平成 26 年 8 月 11 日から施行する。

附則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。